

# 観光施設運営事業 経営計画書

## 第1 計画期間

平成26年度から平成30年度まで5年間

岩国市行政経営改革プランの取組期間が、平成26年度から平成30年度までの5年間としてい  
ることにあわせ、本経営計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度まで5年間とする。

## 第2 経営の健全化の基本方針

### (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

山口県下唯一の城である岩国城は、錦帯橋とともに岩国観光のメインであり市の象徴でも  
ある。

岩国の観光振興に寄与することを目的として、昭和37年に再建された岩国城は、標高2  
00メートルに位置しており、城や山頂までの利用者の利便性を図るため昭和38年にロー  
プウエーが運行されるようになる。

#### 【観光施設事業概要】

本市が管理している特別会計事業の観光施設は、吉香公園の一部（山頂駅広場ほか）、岩  
国城、岩国城索道の3施設である。

#### 1 吉香公園の一部（山頂駅広場ほか）

※都市計画公園の一部である広場は、開館時間及び休館日なし。

- ①公園施設 4.3807ha  
登山道、遊歩道、東屋、野外ステージ、大釣井、二の丸、北の丸、復元天守閣石垣等
- ②からくり時計塔
- ③山頂駅公衆便所付休憩所
- ④山頂駅休憩所

#### 2 岩国城

- ①天守閣 構造：鉄筋コンクリート造り、日本瓦本葺4重4層  
・開館時間 午前9時から午後4時45分まで  
・休館日 ロープウエー点検日
- ②岩国城管理事務所（休憩所）
- ③岩国城公衆便所

#### 3 岩国城索道

- ・運行時間 午前9時から午後5時まで
- ・運休日 ロープウエー点検日
- ①山麓駅 構造：鉄筋コンクリート造 2階建 日本瓦葺 延 292.65㎡
- ②山麓駅公衆便所
- ③山麓駅事務所 構造：鉄筋コンクリート造 切妻（防水モルタル）180.20㎡
- ④山頂駅 構造：鉄筋コンクリート造り2階建 日本瓦葺 延 363.30㎡
- ⑤山頂駅油庫 構造：ブロック造 寄棟 日本瓦葺 14.76㎡

#### 4 施設利用状況

○岩国城施設利用状況（過去5年間）

年度	入場人員	料金収入
H21年度	153,575	34,044,420
H22年度	135,142	29,709,200
H23年度	132,433	29,419,280
H24年度	143,168	31,731,140
H25年度	136,279	30,173,450

○索道施設利用状況（過去5年間）

年度	乗車人員	料金収入
H21年度	358,150	80,295,350
H22年度	312,877	69,636,390
H23年度	308,759	69,380,490
H24年度	336,590	75,747,080
H25年度	317,633	71,065,420

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業である。観光施設は法適用以外の法非適用事業になり、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われている。

当市の観光施設事業は、錦帯橋と同様に観光振興として、また市民の憩いの場として、岩国城の管理及び索道事業を担っており、安心と安全性の向上が必要な事業である。将来のインフラ整備も含め、設備更新等に係る経費の見通しを明確化し、公営企業として取組む必要がある。

公営企業の財務規定を適用するメリットとして、

- ・収入の剰余金を基金に積立てることにより、適切な更新計画が可能
- ・損益の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能
- ・特別会計で経営することで、効率化とサービス向上が可能

以上のことから、公営企業として、経営に伴う収入で運営する独立採算でおこなうことが望ましいと判断し、実施している。

(3) 組織、定員及び給与に関する事項

平成25年度から岩国城・岩国城索道等の管理を指定管理者が行うようになり、観光施設事業の運転員及び事務の職員数を削減している。

本市の観光施設事業は、特別会計として運営されており、給与水準及び職員処遇については、一般会計の制度に準じている。

(4) 投資に関する事項

各施設の設備等を点検・診断し、将来必要となる修繕や更新等に係る経費の見通しを明確化する取組を進め、施設の維持管理及び更新を適正に行なう。

(5) 料金その他の収入に関する事項

施設の安全安心を確保するために健全経営の維持に努める。また、維持管理・更新等に係る予算を安定的に確保するため、受益と負担の見直しによる財源確保を観点に取り組みを進め、適正な料金となるよう見直しを行なっていく。

(6) 一般会計からの繰出金に関する事項

地方公営企業会計では、独立採算制の経営が基本原則である。現在は、一般会計からの繰入れに頼らず、独立採算で運営している。

今後も市と指定管理者の相互連携体制による、適正な業務運営を確保しサービス水準の維持向上に留意する。

(7) 経営基盤の強化に関する事項

厳しい財政状況や、人口減少など将来を見据え、一層の経営の効率化を進め、収益の確保を図るとともに、維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制の構築を推進する。

①技術力を有する技術者の活用体制の構築

点検・診断・運行等の業務を実施するために必要となる、能力や技術の向上を図る。その教育に必要な人材を活用し、必要となる技術力と資格者を確保し、安全性を高める。

②管理者間の相互連携体制の構築

市と指定管理者が連携し、将来にわたってインフラを管理できるよう、施設の老朽化の進展状況等の課題、対策を講じ、管理者間で共有し対応していく仕組みを構築する。

③指定管理者等の活用

民間の能力を活用し、サービスの向上や利便性の向上を図る。

(8) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策  
現在のところ資金不足はない状況であり、今後も健全な経営に努める。

(9) 資金管理・調達に関する事項

観光施設基金を計画的に積立て、施設の維持管理・更新等を着実に推進する。また、地方債等を活用するなど、将来の大規模改修に備える。

(10) 情報公開に関する事項

広報誌において、予算の執行状況を公表している。今後は、特別会計の観光事業を理解してもらえるよう、本計画書を本市ホームページ上に公表し、次年度以降の状況についても、年度ごとの更新状況を本市ホームページ上に掲示する。

### 第3 収支見込み

#### 別紙

## 収 支 計 画

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前々年度	前年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		24	25	(決算)	(決算見込)					
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	200,646	178,805	191,699	191,699	191,699	191,699	191,699	191,699	191,699
	(1) 営 業 収 益 (B)	200,209	178,133	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000
	ア 料 金 収 入	200,209	178,133	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)									
	ウ そ の 他									
	(2) 営 業 外 収 益	437	672	699	699	699	699	699	699	699
	ア 他 会 計 繰 入 金									
	イ そ の 他	437	672	699	699	699	699	699	699	699
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	74,355	79,616	99,126	85,307	85,307	75,307	75,307	75,307
		(1) 営 業 費 用	70,033	72,684	93,819	80,000	80,000	70,000	70,000	
		ア 職 員 給 与 費								
		ウ ち 退 職 手 当								
		イ そ の 他	70,033	72,684	93,819	80,000	80,000	70,000	70,000	
		(2) 営 業 外 費 用	4,322	6,932	5,307	5,307	5,307	5,307	5,307	
ア 支 払 利 息										
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息										
イ そ の 他		4,322	6,932	5,307	5,307	5,307	5,307	5,307		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		126,291	99,189	92,573	106,392	106,392	116,392	116,392		
資 本 的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)							23,813	25,613
		(1) 地 方 債 償								
		資 本 費 平 準 化 債								
		(2) 他 会 計 補 助 金								
	(3) 他 会 計 借 入 金									
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金									
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金									
	(6) 工 事 負 担 金									
	(7) そ の 他							23,813	25,613	
	2 資 本 的 支 出 (G)	17,356	8,220	8,601	8,601	8,601	140,205	142,005		
	(1) 建 設 改 良 費							131,604	133,404	
	ウ ち 職 員 給 与 費									
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)									
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金									
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	17,356	8,220	8,601	8,601	8,601	8,601	8,601			
(5) そ の 他										
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 17,356	△ 8,220	△ 8,601	△ 8,601	△ 8,601	△ 116,392	△ 116,392			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	108,935	90,969	83,972	97,791	97,791					
積 立 金 (K)	105,056	107,508	83,972	97,791	97,791					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	12,660	16,539								
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	16,539									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 黒 字 (P)										
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )										
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	200,209	178,133	191,000	191,000	191,000	191,000	191,000			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)										
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)										
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
地 方 債 残 高 (X)										

